

生徒心得

1 基本的姿勢

- (1) 本校の教育目標に従い、学業に励み、礼儀とし節度を守る心身ともに健全な高校生としての充実した生活を心がけよう。
- (2) 互いに信頼できるよい友達となり、協力し、励ましあって、ともに人格を高めよう。

2 通学

- (1) 通学にあっては交通ルール・マナーを守る。
- (2) 列車及びバス通学生は、順序よく行動する。
- (3) 自転車通学生は、通学自転車にラベル（学校指定）を貼付し、必ず所定の場所に置き、施錠する。

3 授業

- (1) 授業中は学習に集中し、他人の迷惑になるような言動は慎む。
- (2) 欠席・欠課・遅刻・早退等はつとめてしないように留意し、学習の空白や生活のゆるみ等を生じないように心がける。
- (3) 遅刻した者は遅刻カードに記入し、授業担当者に届け出る。
- (4) 家庭においては、予習・復習に努め学習習慣を確立する。
- (5) 教室では特に支持のある場合を除き、制服で授業を受け、コート、手袋の類を着用しない。
- (6) 授業中の退室は、その授業担当者に届け出る。
- (7) 1週間以上にわたる病欠については、医師の診断書を添えて届け出る。

4 休憩時

- (1) 登校後は放課後まで原則として休憩時であっても校外に出ない。必要な場合は担任に届け出て外出許可を受け、帰校後直ちに許可証を返却する。

5 放課後

- (1) 放課後は用事のないものは速やかに下校すること。部活動等で遅くなる場合は、それぞれの顧問の指導に従う。

6 掃除

- (1) 掃除は指示に従って行い、掃除終了後、代表者は監督者に報告する。

7 服装等

- (1) 常に高校生らしい品位ある服装・髪型・身だしなみを心がける。
- (2) 登下校、及び学校代表として対外活動をする際は、必ず制服を着用する。ただし、

休業中や対外試合に際しては、部活動顧問が認めたウェアも可とする。

- (3) 雨・雪等の時は、レインコート・レインシューズを使用してもよい。自転車通学生は、防雨衣を着用し、かさの使用は禁止する。
- (4) 体育時の服装は、学校指定のものを用いる。
- (5) 服装については特別の事情により、規定以外を着用する場合は、担任に申告の上、生徒課に届け出ること。
- (6) 頭髪は、一切の加工（脱色・染色・エクステ等）をせず、地毛であること。
- (7) 化粧、マニキュア、ピアス、カラコンなどについては禁止する。

8 一般心得

- (1) 掲示物は生徒指導課の許可を得て掲示する。掲示物を勝手に取り外さない。その他印刷物の配布・展覧は、必ず届け出て許可を受けること。
- (2) 遺失物・拾得物は速やかに生徒課に届け出ること。
- (3) 物品・金銭の貸借はしないこと。
- (4) 法律で禁じられている飲酒・喫煙をしないこと。煙草や喫煙具を所持しないこと。
- (5) 休日・休業中には、学校及び保護者等の注意をよく守り、規則正しい生徒を心がけること。
- (6) 学校施設、その他校具を使用する時は、生徒課の許可を得ること。
- (7) 身分証明書は常に携帯すること。
- (8) 許可なく火気を使用してはならない。許可を得て使用した時は、必ず係職員に後始末を点検してもらうこと。
- (9) 旅行・登山・キャンプ・合宿・アルバイトを行う場合、すべて所定の用紙で届け出て、学校長の許可を受け、許可証を所持すること。
- (10) 貴重品の保管については各自十分注意すること。
- (11) 交通事故、交通違反は速やかに学校に届け出ること。
- (12) 男女間の交際は、常に礼儀と節度を守り、健全なものであることを心がけること。
- (13) 携帯電話、スマートフォンの使用は朝の SHR から帰りの SHR まで禁止とする。指示された通りに保管すること。
- (14) 学習に不必要なものは学校へ持ち込まないこと。

9 特別活動

- (1) すべての教育活動は、学校の指導のもとに行う。
- (2) 団体・部等は、本校の生徒で構成し、指導教員の承認、学校長の許可を得て活動する。

10 公共物

- (1) 校舎の器物を破損したり、落書きしてはならない。もし故意または不注意により破損等の行為をした者は、弁償しなければならない。

11 非常変災

- (1) 学校内外に出火、その他変災が起こった場合は、冷静機敏に所定の場所に避難集合し、係教員の指示に従って適切な行動をする。

(2) 変災に際しては無断で帰宅することなく、必ず所定の場所に待機し、教員の点呼を受け、許可を得て帰宅する。

12 バイク（四輪含む）

バイク（四輪）に関しては滋賀県公立高等学校 PTA 連合会の決議にもとづき、以下のよう
に定められています。「3+1 ない運動」

- ・免許は取らない
- ・乗らない
- ・買わない
- ・親は子どもの要求に負けない

尚、四輪運転免許については、原則として、3 年次の 11 月 1 日以降、教習所入所の許可を
する。

服装表

項目	着用規定	着用期間
ブレザー	本校指定のもの	11 月～4 月
スラックス		常時
スカート		常時
セーター		着用自由
シャツ		常時
ネクタイ		ブレザー・セーター着用時
防寒着	ブレザーの上に着用する。	冬季
靴	運動靴もしくはサンダル、スリッパ禁止	常時
上履き	本校指定のもの(学年別色分け)	常時
靴下	派手でないもの	常時